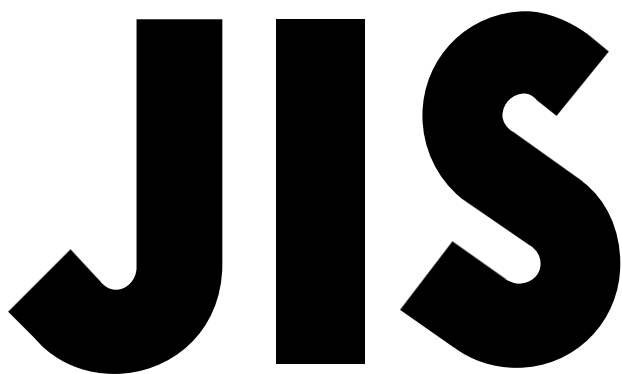




低圧電気設備－
第 4-41 部：安全保護－感電保護

JIS C 60364-4-41 : 2022
(IEC 60364-4-41 : 2005 + AMD1 : 2017)

令和 4 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.3.25 改正：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
410.1 適用範囲	1
410.2 引用規格	1
410.2A 用語及び定義	2
410.3 一般要求事項	2
411 保護手段：電源の自動遮断	4
411.1 一般事項	4
411.2 基本保護のための要求事項	4
411.3 故障保護のための要求事項	4
411.4 TN 系統	6
411.5 TT 系統	7
411.6 IT 系統	8
411.7 機能的特別低電圧（FELV）	10
412 保護手段：二重絶縁又は強化絶縁	11
412.1 一般事項	11
412.2 基本保護及び故障保護のための要求事項	12
413 保護手段：電氣的分離	14
413.1 一般事項	14
413.2 基本保護に対する要求事項	14
413.3 故障保護に対する要求事項	14
414 保護手段：SELV 及び PELV による特別低電圧	15
414.1 一般事項	15
414.2 基本保護及び故障保護に対する要求事項	15
414.3 SELV 及び PELV 用電源	15
414.4 SELV 及び PELV 回路に対する要求事項	16
415 追加保護	17
415.1 追加保護：RCD	17
415.2 追加保護：補助保護等電位ボンディング	18
附属書 A（規定）基本保護のための保護手段の要素	19
附属書 B（規定）オブスタクル及びアームズリーチ外への設置	21
附属書 C（規定）設備が熟練者又は技能者の管理又は指揮下にある場合だけに適用する保護手段	23
附属書 D（規定）411.3.2 に従った自動遮断が実行できない場合の保護手段の要素	26
附属書 E（参考）サムカントリーノート	27
解 説	28

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 60364-4-41:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

低圧電気設備—第 4-41 部：安全保護—感電保護

Low-voltage electrical installations—Part 4-41: Protection for safety— Protection against electric shock

序文

この規格は、2005 年に第 5 版として発行された **IEC 60364-4-41**、2017 年に発行された Amendment 1 を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で、箇条番号の後に“A”を付記した箇条は、対応国際規格にはない事項である。また、点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

410.1 適用範囲

この規格は、人及び家畜の基本保護（直接接触保護）及び故障保護（間接触保護）を含み、低圧電気設備（以下、電気設備という。）の感電保護に関する特に必要な要求事項について規定する。また、この規格は、外的影響（**JIS C 60364-5-51** の **512.2** 参照）に関してこれらの要求事項の適用についても扱う。

また、追加保護の適用に対する要求事項も示す。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60364-4-41:2005, Low-voltage electrical installations—Part 4-41: Protection for safety—Protection against electric shock + Amendment 1:2017 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

410.2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0364-7（規格群） 低圧電気設備／建築電気設備—第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項

注記 対応国際規格における引用規格：**IEC 60364-7** (all parts), Low-voltage electrical installations/Electrical installations of buildings—Part 7: Requirements for special installations or locations

JIS C 0366 建築電気設備の電圧バンド

注記 対応国際規格における引用規格：**IEC 60449**, Voltage bands for electrical installations of buildings